

イオンモール東浦をクーリングシェルター (指定暑熱避難施設)に指定しました

気候変動適応法が改正(令和6年4月1日施行)され、熱中症の発生を防止するための対策が強化されることとなりました。東浦町では、暑さから身を守るために避難できるよう、公共施設24施設をクーリングシェルターとして指定し、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合などに暑さをしのぐ場所として一般開放します。

①公共施設24施設をクーリングシェルターに指定

- 運用施設 役場庁舎はじめ24施設
- 運用期間 毎年度4月第4水曜日～10月第4水曜日
令和6年度は10月23日(水曜日)まで
※施設により開放期間・時間等が異なる。
※施設改修により、開放できない場合あり。



詳細は
2次元
コードへ!

②\随時募集中/民間施設のクーリングシェルター募集

- 運用期間 毎年度4月第4水曜日～10月第4水曜日
令和6年度は協定締結日～10月23日(水曜日)
- 応募方法 募集要項を確認し、応募用紙をメールまたは郵送で環境課へ
※協定締結後にクーリングシェルターとして指定。

③イオンモール東浦をクーリングシェルターに指定!

イオンモール東浦とクーリングシェルターに係る協定書を締結しました。町内民間施設では、イオンモール東浦が最初の指定となります!

- 運用期間 毎年度4月第4水曜日～10月第4水曜日
令和6年度は6月17日(月曜日)～10月23日(水曜日)
- 開放時間 午前10時～午後9時 ※一部、午後10時まで
- 受入可能人数 1,000人

■問い合わせ

東浦町環境課 ☎0562-83-3111(内線285) 担当：柘田、水谷